

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第477号）

答申日：平成30年3月12日（平成29年度（行情）答申第516号）

事件名：行政不服審査法による処理状況が分かる文書（総務省に報告した直近のもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政不服審査法による処理状況がわかる文書（総務省に報告した直近のもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査の調査票（平成27年5月26日付けで総務省行政管理局行政手続室から調査依頼のあったもの）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年8月31日付け厚生労働省発総0831第9号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。報告書（回答書）の開示請求をしている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年7月31日付け（同年8月2日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求対象行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査の調査票（平成27年5月26日付けで総務省行政管理局行政手続室から調査依頼のあったもの）」である。

(2) 原処分における対象文書の特定の妥当性について

総務省では、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）等に基づき行われた不服申立件数、処理件数及び処理内容等の実施状況を把握するため、隔年で各府省庁に対して施行状況に関する調査を行っている。

直近では、平成26年度の施行状況について調査が実施されており、原処分においては、当該調査に対して厚生労働省が総務省に報告した調査票を本件対象行政文書として特定し開示決定したものである。

以上により、処分庁が、当該文書について、対象行政文書として特定し、開示決定した原処分は、妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある。報告書（回答書）の開示請求をしている。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記3（2）のとおりであり、また、原処分については、審査請求人より、行政文書の開示の実施方法等申出書は提出されておらず、対象行政文書の開示の実施は行われていないものであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月22日 審議
- ④ 同年3月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分を取り消すべきとしている。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以

下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の特定について、理由説明書（上記第3の3(2)）において、以下の旨を説明する。

ア 総務省では、行政不服審査法等に基づき行われた不服申立て（異議申立て、審査請求、再審査請求等）について、不服申立件数、処理件数及び処理内容等の実施状況を把握するため、隔年で各府省庁に対して施行状況に関する調査を行っている。

イ 直近では、平成26年度の施行状況について調査が実施されており、原処分においては、当該調査に対して厚生労働省が総務省に報告した調査票を本件対象文書として特定し開示決定したものである。

ウ 以上により、処分庁が、当該文書について、本件対象文書として特定し、開示決定した原処分は、妥当であると考える。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

ア 平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査については、平成27年5月26日付けで総務省から依頼があり、その次の調査である平成28年度における同調査については、平成29年6月29日付けで同省から依頼があった。

イ 審査請求人は、「総務省に報告した直近のもの」について開示請求を行っており、開示請求が行われた平成29年7月31日の時点、さらに原処分が行われた同年8月31日の時点で、平成28年度における同調査については、同省に報告していないことから、処分庁は、平成26年度における同調査の調査票を本件対象文書として特定し、開示決定を行ったものである。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明は、総務省の調査依頼に基づいたものであり、不自然・不合理であるとは認められず、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子